

財務内容のご報告

財務諸表36
役員等の報酬体系·····52
経営指標54
損益の状況55
貯金業務の状況58
貸出金業務の状況59
有価証券等の状況64
為替・受託貸付金業務の状況67
自己資本比率の状況(単体)68

財務諸表

[貸借対照表]

	∓ \				令和2年度	令和3年度
	科				(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日
(資	産	0)	部)		
現				金	501	294
預		† ≖	1.	金	504,110	514,549
	統一系		け	金	503,792	514,287
系系			け	金 #=	317	262
買 入	金	銭	債		597	568
金銭	価	訂	信	託 券	4,737 194,850	3,228 184,957
国	Щ	디	L	債	90,842	81,494
地	-	与 与		債	4,107	2,926
社	,	J		債	44,758	50,391
外	国	証		券	30,756	30,440
株		пп		式	1,778	3,079
受	益	証		券	22,607	16,625
[×] 貸			•	か 金	162,703	156,319
手	形	」 貸	i	付	11,517	11,509
証	書	貸		付	117,704	110,968
当	座	貸		越	19,937	20,333
金融		関	貸	付	13,543	13,508
- σ.		-	資	··· 産	1,907	1,793
従業			付	金	59	54
差	入化	呆 :	証	金	342	342
仮	扌	7		金	131	90
2 O	他	0)	資	産	703	695
未	収	収		益	663	547
未決	上済	為	替	貸	7	63
有 形	固	定	資	産	250	257
建				物	79	81
土				地	165	158
その作	也の有	形固	定資	産	4	17
無形	固	定	資	産	2	3
ソラ	'	ウ	エ	ア	_	1
その作	也の無	形固	定資		2	2
外	部	Н	4	資	32,913	32,913
系	統	出		資	32,056	32,056
系 ;	統 夕	4	出	資	742	742
子 会	注社	等	出	資	114	114
債 務	保	証	見		1,262	1,227
貸留] 5		当	金	△ 2,949	△ 2,590
資 産	の	部	合	計	900,887	893,523

	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
貯 金	814,819	811,178
当 座 貯 金	13,389	11,900
普 通 貯 金	10,672	9,729
貯 蓄 貯 金	25	21
通 知 貯 金	40,210	40,010
別 段 貯 金	2,138	276
定 期 貯 金	748,251	749,119
定 期 積 金	132	122
譲渡性貯金	_	_
借 用 金	37,800	35,300
代 理 業 務 勘 定	1	0
その他負債	685	576
未 払 法 人 税 等	38	56
貯金利子諸税その他	6	9
従 業 員 預 り 金	131	119
仮 受 金	17	12
資 産 除 去 債 務	13	13
その他の負債	3	1
未 払 費 用	436	340
前 受 収 益	14	9
未決済為替借 	23	13
諸 引 当 金	2,427	2,367
相互援助積立金	1,860	1,860
賞 与 引 当 金	30	27
退職給付引当金	402	347
役員退職慰労引当金	33	40
特例業務負担金引当金	100	91
操延税金負債	653	183
情務保証 	1,262	1,227
負債の部合計	857,652	850,834
(純資産の部) 出 資 金	00 460	22.462
出 資 金 利 益 剰 余 金	23,463 17,367	23,463 18,105
利益準備金	8,439	8,549
その他利益剰余金	8,928	9,556
特別積立金	7,121	7,121
当期未処分剰余金	1,806	2,435
(うち当期剰余金)	(529)	(1,090)
会員資本合計	40,830	41,569
	2,404	1,119
	43,235	42,689
負債および純資産の部合計	900,887	893,523

[損益計算書]

	令和2年度	(単位:百万 令和3年度
科 目	〒1012年1月 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)	〒110年長 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
経 常 収 益	6,917	6,234
資 金 運 用 収 益	5,000	4,940
貸 出 金 利 息	902	835
預 け 金 利 息	37	13
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,230	1,189
その他受入利息	2,829	2,901
(うち受取奨励金)	(2,695)	(2,503)
(うち受取特別配当金)	(131)	(393)
(うち買入金銭債権利息)	(0)	(3)
役 務 取 引 等 収 益	806	102
受入為替手数料	26	19
その他の受入手数料	779	83
その他事業収益	645	726
受 取 助 成 金	0	4
	:	1
	149	225
受取出資配当金	495	496
その他経常収益	465	464
貸倒引当金戻入益	-	358
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	413	35
金銭の信託運用益	40	55
その他の経常収益	11	14
経 常 費 用	6,254	4,993
資 金 調 達 費 用	3,813	3,600
貯 金 利 息	106	67
譲渡性貯金利息	0	_
その他支払利息	3,707	3,533
(うち支払奨励金)	(3,705)	(3,532)
役務取引等費用	750	53
支 払 為 替 手 数 料	8	5
その他の支払手数料	736	40
その他の役務取引等費用	5	7
その他事業費用	249	66
支 払 助 成 金	51	64
国债等债券売却損	55	2
国债等债券償還捐	141	_
経 費	1,265	1,237
人件費	643	635
	i contraction of the contraction	554
	571 50	!
税 金	50	47
その他経常費用	176	35
貸倒引当金繰入額	133	-
貸 出 金 償 却	0	_
株式等売却損	18	31
金銭の信託運用損	21	1
その他の経常費用	2	2
経 常 利 益	662	1,240
特 別 利 益	16	25
固 定 資 産 処 分 益	16	25
特 別 損 失	34	2
固 定 資 産 処 分 損	34	2
税引前当期利益	645	1,263
法人税、住民税および事業税	101	152
法人税等調整額	14	20
	116	173
法人院 中口 訂		
法 人 代 寺 口 訂 当 期 剰 余 金 当 期 首 繰 越 剰 余 金	529 1,277	1,090 1,344

[キャッシュ・フロー計算書]

科目	令和2年度	(単位:白力円) 令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	645	1,263
減価償却費	15	8
貸倒引当金の増減額(△は減少)	\triangle 6	△ 358
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 10	△ 54
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 27	△ 5
資金運用収益	△ 5,000	△ 4,940
資金調達費用	3,813	3,600
有価証券関係損益(△は益)	△ 250	△ 155
金銭の信託運用損益(△は運用益)	△ 19	△ 53
固定資産処分損益(△は益)	17	△ 23
貸出金の純増(△)減	1,242	6,384
預け金の純増(△)減	34,000	△ 18,000
貯金の純増減(△)	△ 2,639	△ 3,640
借用金の純増減 (△)	1,800	△ 2,500
コールローン等の純増(△)減	△ 597	28
資金運用による収入	4,916	5,178
資金調達による支出	△ 3,841	△ 3,635
その他増減	137	△ 163
小 計	34,195	△ 17,066
法人税等の支払額	△ 98	△ 134
事業活動によるキャッシュ・フロー	34,096	△ 17,200
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 73,392	△ 53,624
有価証券の売却による収入	28,496	57,043
有価証券の償還による収入	4,020	4,862
金銭の信託の減少による収入	478	1,498
固定資産の取得による支出	\triangle 2	△ 25
固定資産の売却による収入	46	30
外部出資の増加による支出	△ 144	_
外部出資の売却等による収入	3	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,495	9,785
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 351	△ 351
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 351	△ 351
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	_
5 現金および現金同等物の増加額	△ 6,750	△ 7,767
6 現金および現金同等物の期首残高	45,157	38,407
7 現金および現金同等物の期末残高	38,407	30,639

【剰余金処分計算書】

(単位:百万円)

令和2年度		令和3年度			
1 当期未処分剰余金	1,806	1 当期未処分剰余金	2,435		
2 剰 余 金 処 分 額		2 剰 余 金 処 分 額			
(1) 利 益 準 備 金	110	(1) 利 益 準 備 金	220		
(2) 出 資 配 当 金	351	(2) 任 意 積 立 金	250		
		事業基盤強化積立金	250		
		(3) 出 資 配 当 金	351		
		(4) 事業分量配当金	100		
3 次期繰越剰余金	1,344	3 次期繰越剰余金	1,513		

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。 令和2年度 1.5% 令和3年度 1.5% 2. 令和3年度の事業分量配当金の基準は、次のとおりです。 系統利用奨励金交付対象の系統機関相互定期貯金 令和3年度(第74年度)平均残高に対し 年 0.013663% 3. 令和3年度の目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 事業基盤が4積立金

事業基盤強化積立金

(1)積立目的

県内系統信用事業の事業基盤の維持・強化に資する投資に充てるための積立金

- (2) 積立目標額 250百万円

(3) 取崩基準

持続的な事業基盤の維持・強化に資する投資を実施する際に経営管理委員会の決議をもって取り崩す。

[注 記 表]

和2年度

1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……・時価法(売却原価は移動平均法により 算定)
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は 移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式 および関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法によ り算定)
 - ・その他有価証券

時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

…原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法) を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年~50年 その他 5年~15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用 可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり 計上しております。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能 見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部 署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査 定結果を監査しております。

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は 移動平均法により算定)
 - ·子会社·子法人等株式

および関連法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)

・その他有価証券

時価のあるもの……・・・時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)

市場価格のない株式等…原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法) を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年~50年

その他 5年~15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり 計上しております。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能 見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部 署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査 定結果を監査しております。 令和2年度 令和3年度

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「岩手県 J Aバンク支援制度要領」に基づき、 J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末 における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計 上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、 「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を 計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 表示方法の変更に関する事項

農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りにかかる情報を「3 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「岩手県 J Aバンク支援制度要領」に基づき、 J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末 における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計 上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、 「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を 計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月 31日。以下「収益認識会計基準」という。) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年 3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、利用者等への財またはサービスの提供における当会の役割が代理人に該当する取引については、従来は利用者等から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識するように変更しております。

この結果、経常収益および経常費用636百万円が減額となりましたが、当年度の経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。また、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上 した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼ す可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上 した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼ す可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,949百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する

2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内谷に関する 理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の 業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先 の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に 評価し、設定しております。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮 定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒 引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算 定方法」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、 為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接 又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重 要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する 場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化 することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、853百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

1年以内 1年超 合 計 オペレーティング・リース 12百万円 17百万円 30百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 17,100百万円 担保資産に対応する債務

借用金 17100百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金40,000百万円および有価証券701百万円を差し入れております。

- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計6,903百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は113百万円です。

令和3年度

貸倒引当金 2,590百万円

- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮 定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒 引当金に重要な影響を及ばす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に管する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算 定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、 為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接 又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重 要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する 場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化 することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、824百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

1年以内 1年超 合 計 オペレーティング・リース 17百万円 18百万円 36百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 17,100百万円

担保資産に対応する債務

借用金 17100百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円および有価証券700百万円を差し入れております。

- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計9,058百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は104百万円です。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は238百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(9) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,717 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は 弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」と いう。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第 1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由 が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先 債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利 息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払 日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延 滞債権に該当しないものです。

(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、2,717百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (3) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65.848百万円です。
- (4) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特 約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	1百万円
	うち事業取引高	1百万円
	うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	847百万円
	うち事業取引高	847百万円
	うち事業取引以外の取引高	- 百万円

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は186百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上 延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおり であります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 333百万円
 危険債権額 2,422百万円
 三月以上延滞債権額 -百万円
 貸出条件緩和債権額 2,755百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、 更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり ます。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、 財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回 収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生 債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一の表示となっております。(令和4年3月31日施行)

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は63,499百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	1百万円
うち事業取引高	1百万円
うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	99百万円
うち事業取引高	99百万円
うち事業取引以外の取引高	- 百万円

令和2年度 令和3年度

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や 地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(個人を含む)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、主に外国証券、国内株系資産等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金(成長基盤資金)」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

- ③ 金融商品にかかるリスク管理体制
 - a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。 与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント 方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記し ており、理事会において決定された「リスクマネジメント 方針」に基づき、理事会およびALM・リスク管理委員会 において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産および負債 の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応 度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や 地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(個人を含む)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、主に外国証券、国内株系資産等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投 資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援資金(成長基盤資金)」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

- ③ 金融商品にかかるリスク管理体制
 - a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。 与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度 額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権 への対応など与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- b 市場リスクの管理
 - (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント 方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント 方針」に基づき、理事会およびALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産および負債 の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応 度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会 令和2年度 令和3年度

に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円 の変動額をモニタリング・管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で13.318百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測 モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管 理を通じて流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず ③に記載しております。 に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円 の変動額をモニタリング・管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、 市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク 量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の VaR は分散共分散法(保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で12,207百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測 モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

- c 資金調達にかかる流動性リスクの管理
- 当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もありま す。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項

額は、次のとおりです。

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	504,110	504,134	23
買入金銭債権			
満期保有目的	597	597	0
金銭の信託 その他の金銭の信託	4.737	4.737	
有価証券	4,737	4,737	_
その他有価証券	194.850	194.850	_
貸出金	162,763	,,,,,,	
貸倒引当金	△2,938		
貸倒引当金控除後	159,825	160,921	1,096
資産計	864,120	865,240	1,119
貯 金	814,819	814,863	44
借用金	37,800	37,800	_
負債計	852,619	852,663	44

- (注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除して おります。
 - 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金59百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d およびe と同様の方法により評価しております。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機 関等から提示された価格によっております。また、投資信託 については、公表されている基準価格によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とし ております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用 金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・ス ワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額とし

令和3年度

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	514,549	514,559	9
買入金銭債権			
満期保有目的	568	564	△4
金銭の信託	0.000	0.000	
その他の金銭の信託 有価証券	3,228	3,228	_
その他有価証券	184.957	184.957	_
貸出金	156.319	104,557	
貸倒引当金	△2.582		
貸倒引当金控除後	153,737	154,408	671
資産計	857,041	857,718	676
貯 金	811,178	811,219	40
借用金	35,300	35,285	△14
負債計	846,478	846,504	25
(\(\frac{1}{2}\)\) \(\frac{1}{2}\)\[\left(\frac{1}{2}\)\]\[\left(\frac{1}\)\]\[\left(\frac{1}2\)\]\[\left(\frac{1}	From the A state of the	+ MULTINA +	Intelled 1 1 - lo

- (注)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しており ます
- ② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d およびeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳 簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とし ております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額

て算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 32,913百万円 合 計 32,913百万円

(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	504,110	_	_	_	_	_
買入金銭債権						
満期保有目的	-	_	_	_	_	597
有価証券						
その他有価証券の	23,647	17,245	7,396	8,289	10,390	120,102
うち満期があるもの						
貸出金	48,474	34,858	26,289	20,573	17,201	14,910
合計	576,232	52,104	33,685	28,862	27,591	135,609

- (注) 1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)15,733百万円については 「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 8,008百万円については「5年超」に含めております。
 - 2.貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 394百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- ⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
ſ.	貯金	814,488	152	124	4	47	1
	借用金	5,300	22,100	6,100	4,300	_	-
	合計	819,788	22,252	6,224	4,304	47	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。
 - ① 売買目的有価証券 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、 時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

令和3年度

(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものはありません。 固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用 金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定して おります。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 32,913百万円 合 計 32,913百万円

- (注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
514,549	-	_	-	_	-
_	_	_	_	-	568
16,618	6,281	6,621	8,734	2,983	134,193
56,863	26,964	23,155	18,750	15,338	14,857
588,031	33,245	29,776	27,485	18,322	149,619
	514,549 - 16,618 56,863	2年以内 514.549 — ———————————————————————————————————	1年以内 2年以内 3年以内 514,549 - - - - - 16,618 6,281 6,621 56,863 26,964 23,155	1年以内 2年以内 3年以内 4年以内 514.549 — — — — — — — 16.618 6,281 6,621 8,734 56.863 26,964 23,155 18,750	1年以内 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内 514,549 - - - - - - - 16,618 6,281 6,621 8,734 2,983 56,863 26,964 23,155 18,750 15,338

- (注) 1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)16,327百万円については 「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 8,008百万円については「5年超」に含めております。
 - 2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等390 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- ⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	810,793	220	108	53	1	1
借用金	22,100	6,100	4,300	2,800	_	_
合計	832,893	6,320	4,408	2,853	1	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
 - ① 売買目的有価証券 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	買入金銭 債権	399	400	0
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	買入金銭 債権	197	197	△0
合 計		597	597	0

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

			(単位	江:百万円)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	1,730	964	765
	債券			
	国債	51,448	49,104	2,343
貸借対照表計上額が取	地方債	1,332	1,299	32
得原価を超えるもの	社債	27,129	26,874	255
	その他	18,637	18,393	244
	その他	12,788	11,673	1,115
	小計	113,066	108,309	4,757
	株式	48	48	$\triangle 0$
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	債券 国地方債 社債 その他人計	39,394 2,775 17,628 12,118 9,819 81,784	39,850 2,845 17,767 12,273 10,169 82,955	△456 △69 △138 △154 △350 △1,170
合 計	7	194,850	191,264	3,586

- (注) 上記差額合計から繰延税金負債991百万円を差し引いた金額2,594百万円が 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	402	72	18
債 券	23,818	108	51
その他	1,215	382	4
合 計	25,436	563	74

8 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
 - ① 運用目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ③ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の 金銭の信託	4,737	5,000	△262	-	△262

- (注) 1.上記差額合計に繰延税金資産72百万円を加えた金額△189百万円が 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 - 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

令和3年度

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	-	_	_	-
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	買入金銭 債権	568	564	△4
合 計		568	564	△4

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取 得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

(平匝・日辺11)				
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	2,706	1,768	938
	債券			
	国債	31,222	29,493	1,729
貸借対照表計上額が取	地方債	721	700	20
得原価を超えるもの	社債	17,039	16,912	126
	その他	11,402	11,304	97
	その他	14,108	12,681	1,427
	小計	77,200	72,861	4,338
	株式	372	393	△21
	債券 国債	50,271	51,654	△1,383
貸借対照表計上額が取	地方債	2,205	2,304	△99
得原価を超えないもの	社債	33,352	33,677	△325
	その他	19,038	19,544	△506
	その他	2,516	2,700	△183
	小計	107,756	110,276	△2,519
合 計		184,957	183,137	1,819

- (注)上記差額合計から繰延税金負債503百万円を差し引いた金額1,316百万円が 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	205	19	31
債 券	46,548	225	2
その他	1,096	16	_
合 計	47,849	261	34

8 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
 - ① 運用目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の 金銭の信託	3,228	3,500	△271	-	△271

- 注) 1.上記差額合計に繰延税金資産75百万円を加えた金額△196百万円が 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 - 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であ ります。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積 立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職 給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており ます。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩 手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して います。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当 金および退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度
 - a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 413百万円 很職給付費用 28百万円 退職給付の支払額 △ 17百万円 制度への拠出額 △ 22百万円 期末における退職給付引当金 402百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退 職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務 459百万円 年金資産 △ 459百万円 - 百万円 非積立型制度の退職給付債務 402百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 402百万円 退職給付引当金 402百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 402百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 32百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組 合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止 する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続 組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠 出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担 金の額は、9百万円となっております。

また、令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担 金の将来見込額は、100百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

貸倒引当金超過額	689百万円
賞与引当金超過額	9百万円
退職給付引当金超過額	111百万円
相互援助積立金超過額	514百万円
繰延資産償却超過額	14百万円
未払事業税	6百万円
特例業務負担金引当金超過額	27百万円
未払奨励金	79百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	1,530百万円
評価性引当額	△ 1,264百万円
繰延税金資産合計(A)	265百万円

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積 立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職 給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており ます。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩 手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して います。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当 金および退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度
 - a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 402百万円 很職給付費用 25百万円 退職給付の支払額 △ 58百万円 制度への拠出額 △ 21百万円 期末における退職給付引当金 347百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退 職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務 391百万円 年金資産 △ 391百万円 - 百万円 非積立型制度の退職給付債務 347百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 347百万円 很職給付引当金 347百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 347百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 27百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組 合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止 する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続 組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠 出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担 金の額は、8百万円となっております。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担 金の将来見込額は、91百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

(人) () 业员(土	
貸倒引当金超過額	598百万円
賞与引当金超過額	8百万円
退職給付引当金超過額	96百万円
相互援助積立金超過額	514百万円
繰延資産償却超過額	13百万円
未払事業税	9百万円
特例業務負担金引当金超過額	25百万円
未払奨励金	75百万円
その他	83百万円
繰延税金資産小計	1,424百万円
評価性引当額	△ 1,180百万円
繰延税金資産合計(A)	244百万円

令和2年度		令和3年度	
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 <u>繰延税金負債合計(B)</u> 繰延税金負債の純額(A)+(B) (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項受取配当金等永久に益金に算入されない項受取配当金等永久に益金に算入されな住民税均等割等 評価性引当額の増減 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.66% 1目 0.61% い項目 △ 11.09% 0.60% 0.25% △ 0.06%	繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 <u>繰延税金負債合計(B)</u> 繰延税金負債の純額(A)+(B) (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主法定実効税率(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目受取配当金等永久に益金に算入されない項目事業分量配当金住民税均等割等評価性引当額の増減その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.66%
11 キャッシュ・フロー計算書に関する キャッシュ・フロー計算書における資金 物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並 座預け金、普通預け金および通知預け金で	ミ(現金および現金同等 とびに「預け金」中の当	11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金(現 物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに 座預け金、普通預け金および通知預け金であり	金および現金同等

[会計監査人の監査]

令和2年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第 37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確 認 書

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第74事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の 体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂 行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の 適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部 監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 菅原 和則

役員等の報酬体系

[役 員]

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

22役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬 等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

		(単位・日月日)
	支給総額	頁(注2)
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	45	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)
 - 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額 (引)当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

図対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:県内の農業関係機関団体および学識経験者のうちから会長が委嘱した4人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

[職員等]

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 - 2. 「同等額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 - 3. 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

[その他]

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	8,441	7,757	7,505	6,917	6,234
経 常 利 益	1,170	750	616	662	1,240
当期未処分剰余金	1,949	1,690	1,749	1,806	2,435
(当期剰余金)	(934)	(582)	(500)	(529)	(1,090)
出資金総額	19,463	23,463	23,463	23,463	23,463
(出資口数)	(1,946千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)
純 資 産 額	41,586	44,472	42,852	43,235	42,689
総 資 産 額	920,233	905,354	901,322	900,887	893,523
貯 金 等 残 高	836,038	824,824	817,459	814,819	811,178
貸出金残高	163,712	161,134	163,946	162,703	156,319
有 価 証 券 残 高	131,157	128,659	153,823	194,850	184,957
剰 余 金 配 当 金 額	391	291	351	351	451
・出 資 配 当 額	291	291	351	351	351
· 事業分量配当額	100	_	_	_	100
職員数	81	79	74	75	79
単体自己資本比率	15.36	14.69	13.88	13.54	12.90

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金および外部出資等損失引当金を控除した額です。
 - 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 - 3. 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出して おります。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位:%)

		区	分				令和2年度	令和3年度	増減
貯	貸	率	期			末	19.9	19.2	△ 0.7
ЯJ	貝	'T'	期	中	平	均	20.0	19.4	△ 0.6
貯	証	率	期			末	24.5	23.2	△ 1.3
灯	äĽ	平	期	中	平	均	22.0	21.8	△ 0.2
B ₁ *	貯 預 率	期			末	61.8	63.4	1.6	
灯		期	中	平	均	63.9	64.7	0.8	

- (注) 1. 貯貸率=貸出金残高(平残)/貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100 2. 貯証率=有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残)/貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100 3. 貯預率=預け金残高(平残)/貯金残高(譲渡性貯金を含む)(平残)×100

損益の状況

[利益総括表]

(単位:百万円、%)

							令和2年度	令和3年度	増減
資	金	運		用	収	支	1,210	1,357	146
役	務	取	引	等	収	支	55	49	\triangle 6
そ	0)	他	事	業	収	支	396	659	263
事	業		粗		利	益	1,662	2,067	404
(事	業 料	L	利 盆	全 率)	0.19	0.24	0.05

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益- (資金調達費用-金銭の信託運用見合費用 (※)) (※令和2年度 23百万円、令和3年度 17百万円)

[事業純益]

(単位:百万円)

		項	目			令和2年度	令和3年度	増	減
事		業	純		益	341	829		487
実	質	事	業	純	益	397	829		431
コ	ア	事	業	純	益	445	605		160
コア	事業 純 益	生(投資信	言託解約	損益を	除く)	670	842		171

- (注) 1. 事業純益=事業収益- (事業費用-金銭の信託運用見合費用) -一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

[資金運用収支の内訳]

(単位:百万円、%)

15 口		令和2年度		令和3年度		
道 目	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	867,855	5,000	0.58	870,197	4,940	0.57
うち預け金	526,767	2,865	0.54	533,585	2,910	0.55
う ち 有 価 証 券	176,016	1,230	0.70	175,576	1,189	0.68
う ち 貸 出 金	164,880	902	0.55	160,394	835	0.52
資 金 調 達 勘 定	861,030	3,789	0.44	862,122	3,582	0.42
うち貯金・定積	823,143	3,812	0.46	824,571	3,599	0.44
うち譲渡性貯金	397	0	0.01	-	-	_
う ち 借 用 金	37,361	=	0.00	37,420	-	0.00
総 資 金 利 ざ や			△ 0.01			0.01

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 - 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借用金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+借用金+従業員預り金) - 金銭の信託運用見合額) ×100
 - 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金および受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれて
 - 3. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

	項	目		令和2年度増減額	令和3年度増減額
受	取	利	息	△ 692	△ 60
う	ち	頁 け	金	△ 408	45
う	ち有	価 証	券	\triangle 227	△ 40
う	ち	1 出	金	△ 57	△ 67
支	払	利	息	△ 580	△ 207
う	ち貯る	金・定	積	△ 580	△ 212
う	ち譲渡	度 性 貯	金	0	0
う	ち	計 用	金	=	-
	差	引		△ 112	146

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 - 2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金および受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位:%)

			項		目				令和2年度	令和3年度	増減
総	資	産	縚	2 1	常	利	益	率	0.07	0.14	0.07
純	直 資	産	縚	2 1	常	利	益	率	1.64	3.06	1.42
総	資	産	当	期	純	利	益	率	0.06	0.12	0.06
純	直資	産	当	期	純	利	益	率	1.31	2.69	1.38

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

	科目		令和2年度	令和3年度
人	件	費	643	635
	役 員	報酬	45	45
	給 料	手 当	467	459
	うち賞与引	当金繰入	30	27
	福 利 厚	生 費	90	94
	退職給	付 費 用	32	27
	役 員 退 職	慰 労 金	0	0
	役員退職慰労	引当金繰入	6	7
物	件	費	571	554
	事 業 推	進費	48	47
	債 権 管	理費	2	1
	旅 費 ・	交 通 費	7	8
	業務	費	138	146
	負 担	金	181	167
	施設	費	179	171
	杂隹	費	13	13
税		金	50	47
経	費合	計	1,265	1,237

貯金業務の状況

[科目別貯金残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	
流 動 性 貯 金	64,296 (7.9)	61,661 (7.6)	△ 2,635
定 期 性 貯 金	748,384 (91.8)	749,241 (92.4)	857
その他の貯金	2,138 (0.3)	276 (0.0)	△ 1,862
計	814,819 (100.0)	811,178 (100.0)	△ 3,640
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	_
合 計	814,819 (100.0)	811,178 (100.0)	△ 3,640

- (注) 1. () 内は構成比です。
 - 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[科目別貯金残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
流動性貯金	66,433 (8.1)	72,616 (8.8)	6,183
定期性貯金	756,168 (91.8)	751,520 (91.1)	△ 4,648
その他の貯金	542 (0.1)	435 (0.1)	△ 107
計	823,143 (100.0)	824,571 (100.0)	1,428
譲渡性貯金	397 (0.0)	- (-)	△ 397
合 計	823,541 (100.0)	824,571 (100.0)	1,030

- (注) 1. () 内は構成比です。 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[定期貯金残高]

(単位:百万円、%)

種類類	令和2年度	令和3年度	増 減
定 期 貯 金	748,251 (100.0)	749,119 (100.0)	△ 867
うち固定金利定期	748,251 (100.0)	749,119 (100.0)	△ 867
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	_

- (注) 1. () 内は構成比です。
 - 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 - 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

種	類	令和2年度	令和2年度 令和3年度	
手 开	貸 付	11,517 (7.1)	11,509 (7.4)	△ 8
証	· 貸 付	117,704 (72.3)	110,968 (71.0)	△ 6,736
当屋	貸 越	19,937 (12.3)	20,333 (13.0)	395
金 融	機関貸付	13,543 (8.3)	13,508 (8.6)	△ 35
割	手 形	- (-)	- (-)	-
合	計	162,703 (100.0)	156,319 (100.0)	△ 6,384

⁽注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

	種	類		令和2年度	令和3年度	増減
手	形	貸	付	11,655 (7.1)	11,640 (7.3)	△ 15
証	書	貸	付	121,033 (73.4)	117,870 (73.5)	△ 3,162
当	座	貸	越	18,803 (11.4)	17,320 (10.8)	△ 1,483
金	融機	関 貸	付	13,387 (8.1)	13,563 (8.4)	176
割	引	手	形	- (-)	- (-)	_
	合	計		164,880 (100.0)	160,394 (100.0)	△ 4,485

⁽注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位:百万円、%)

種類類	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	131,330 (80.7)	123,965 (79.3)	△ 7,364
変 動 金 利 貸 出	31,373 (19.3)	32,353 (20.7)	980
合 計	162,703 (100.0)	156,319 (100.0)	△ 6,384

⁽注)())内は構成比です。

[貸出金の使途別内訳残高]

(単位:百万円、%)

				令和2年度	令和3年度	増減
設	備	資	金	99,883 (61.4)	95,887 (61.3)	△ 3,996
運	転	資	金	62,820 (38.6)	60,432 (38.7)	△ 2,388
	合	計	-	162,703 (100.0)	156,319 (100.0)	△ 6,384

⁽注) () 内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
貯 金 等	12,807	12,255	△ 552
有 価 証 券	208	216	8
動産	756	730	△ 26
不 動 産	5,433	9,129	3,696
その他担保物	923	573	△ 349
計	20,128	22,904	2,776
農業信用基金協会保証	3,470	3,225	△ 244
その他保証	18	9	△ 9
計	3,489	3,235	△ 254
信用	139,085	130,179	△ 8,906
合 計	162,703	156,319	△ 6,384

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位:百万円)

			令和2年度	令和3年度	増減
貯	金	等	-	-	-
有	価 i	正 券	-	-	-
動		産 –		_	-
不	不 動 産		=	-	-
そ	の 他 担	保 物	-	-	-
	計		-	-	-
信		用	1,262	1,227	△ 35
	合	計	1,262	1,227	△ 35

[貸出金の業種別残高]

(単位:百万円、%)

種類類	令和2年度	令和3年度	増減
農業	3,190 (2.0)	2,813 (1.8)	△ 376
林 業	63 (0.0)	20 (0.0)	△ 43
水 産 業	300 (0.2)	- (-)	△ 300
製 造 業	5,561 (3.4)	5,547 (3.6)	△ 14
鉱業	- (-)	- (-)	_
建 設 業	1,138 (0.7)	668 (0.4)	△ 469
電気・ガス・熱供給・水道業	349 (0.2)	327 (0.2)	△ 21
運輸・通信業	317 (0.2)	243 (0.2)	\triangle 74
卸売・小売・飲食業	19,364 (11.9)	17,397 (11.1)	△ 1,966
金融 化保険業	16,743 (10.3)	16,825 (10.8)	81
不 動 産 業	3,517 (2.2)	3,485 (2.2)	△ 32
サービス業	12,867 (7.9)	14,550 (9.3)	1,682
地方公共団体	92,171 (56.6)	87,859 (56.2)	△ 4,312
そ の 他	7,119 (4.4)	6,582 (4.2)	△ 537
合 計	162,703 (100.0)	156,319 (100.0)	△ 6,384

(注)())内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

[主要な農業関係の貸出金残高]

①営農類型別 (単位:百万円)

C LIEW LIN				
種	類	令和2年度	令和3年度	増減
農	業	2,540	2,831	291
榖	作	31	18	△ 12
野 菜 ·	園 芸	448	443	△ 5
果樹・樹	園農業	1	-	△ 1
工 芸	作 物	37	0	△ 36
養豚・肉生	牛・酪 農	2,511	2,360	△ 151
養鶏・	養卵	10	8	△1
養	蚕	-	_	-
その他	農業	-	-	-
農業関連	団 体 等	18,687	18,301	△ 385
合	計	21,727	21,133	△ 594

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する 事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれています。

②資金種類別

[貸出金] (単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金	19,158	18,691	△ 467
農業制度資金	2,568	2,441	△ 127
農業近代化資金	2,232	2,132	△ 99
その他制度資金	336	308	△ 27
合 計	21,727	21,133	△ 594

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金] (単位:百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	8,380	8,174	△ 206

[農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況(法定・リレバン)]

(単位:百万円)

							(+12.11)
	V 4		債権額				
			限惟 鉙	担保	保 証	引当	合 計
破産更生債権およびこれら	で洗げて住佐	令和2年度	347	55	0	292	347
仮生史生損惟わよびこれら	に年りる頂催	令和3年度	333	22	0	311	333
	権	令和2年度	2,403	159	94	2,139	2,394
ル 映 俱	. 作	令和3年度	2,422	485	156	1,772	2,413
要管理	債 権	令和2年度	-	-	-	-	-
女 目 垤	頂 惟	令和3年度	-	-	-	-	-
三月以上延	滞債権	令和2年度	-	-	-	-	-
二月以上週	滞債権	令和3年度	-	_	-	-	-
貸出条件緩	和債権	令和2年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件 緩	加頂惟	令和3年度	-	_	-	-	-
/]\	計	令和2年度	2,751	215	94	2,431	2,742
1 /	ΒI	令和3年度	2,755	507	156	2,083	2,747
正常常	権	令和2年度	161,316				
止 市 頃	. 作	令和3年度	154,879				
合	計	令和2年度	164,068				
	□I 	令和3年度	157,635				

- (注) 従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一の表示となっております。
 - 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
 - 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
 - 2. 危険債権
 - 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能 性の高い債権をいいます。
 - 3. 要管理債権
 - 農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 - 4. 三月以上延滞債権
 - 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
 - 5. 貸出条件緩和債権
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決め を行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高および期中の増減額]

(単位:百万円)

			令和2年度			令和3年度				
区 分		期中	期中》	咸少額	期末	期首	期中	期中》	載少額	期末残高
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	461	517	_	461	517	517	506	-	517	506
個別貸倒引当金	2,494	2,431	140	2,354	2,431	2,431	2,083	-	2,431	2,083
合 計	2,955	2,949	140	2,815	2,949	2,949	2,590	-	2,949	2,590

[貸出金償却の額]

		項	目			令和2年度	令和3年度
貸	出	金	償	却	額	140	-

⁽注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

種類類	令和2年度	令和3年度	増減
国	90,842 (46.6)	81,494 (44.1)	△ 9,348
地 方 債	4,107 (2.1)	2,926 (1.6)	△ 1,181
短 期 社 債	- (-)	- (-)	=
	44,758 (23.0)	50,391 (27.2)	5,633
株式	1,778 (0.9)	3,079 (1.7)	1,300
外 国 証 券	30,756 (15.8)	30,440 (16.4)	△ 315
その他の証券	22,607 (11.6)	16,625 (9.0)	△ 5,982
合 計	194,850 (100.0)	184,957 (100.0)	△ 9,893

- (注) 1. () 内は構成比です。 2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

				,							
	種	類		令和2年	度		令和3年	度		増	減
国			債	81,778	(46.5)	73,699	(42.0)		△ 8,079
地	-	方	債	4,885	(2.8)	3,215	(1.9)		△ 1,669
短	期	社	債	-	(-)	_	(-)		_
社			債	40,411	(22.9)	46,932	(26.7)		6,520
株			式	869	(0.5)	1,615	(0.9)		746
外	国	証	券	30,145	(17.1)	30,585	(17.4)		440
そ	の他	の証	E 券	17,926	(10.2)	19,527	(11.1)		1,601
	合	Ē	t	176,016	(100.0)	175,576	(100.0)		△ 440

- (注) 1. () 内は構成比です。
 - 2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位:百万円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和2年度								
国債	19,108	14,265	-	_	15,369	42,099	-	90,842
地 方 債	500	517	215	_	-	2,874	-	4,107
短 期 社 債	-	-	-	_	_	-	-	-
社	2,610	1,717	7,361	6,454	14,069	11,848	696	44,758
株式	-	-	-	_	_	-	1,778	1,778
外 国 証 券	1,504	5,407	8,594	4,771	7,266	3,210	-	30,756
その他の証券	-	2,861	2,468	1,376	12,566	1,163	2,171	22,607
合 計	23,724	24,768	18,640	12,602	49,271	61,196	4,645	194,850
令和3年度								
国債	13,092	1,010	-	_	25,880	41,510	-	81,494
地 方 債	-	509	211	_	-	2,205	-	2,926
短 期 社 債	-	-	-	_	_	-	-	-
社 債	1,004	4,133	2,810	5,243	5,362	29,850	1,986	50,391
株 式	-	-	-	_	-	-	3,079	3,079
外 国 証 券	1,500	7,427	6,910	6,729	4,887	2,985	-	30,440
その他の証券	1,053	1,434	450	1,461	8,003	325	3,896	16,625
合 計	16,651	14,515	10,383	13,433	44,134	76,876	8,962	184,957

⁽注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[有価証券の時価情報等]

- 1. 有価証券の時価情報
- (1)売買目的有価証券 該当する取引はありません。

(2)満期保有目的の債券

	:	:			:			
			令和2年度		令和3年度			
	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差	額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	買入金銭債権	399	400	0	_	_		-
時 価 が 貸 借 対 照 表 計上額を超えないもの	買入金銭債権	197	197	△ 0	568	564		△ 4
合	計	597	597	0	568	564		△ 4

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

				令和2年度		令和3年度			
	種	類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	
	株	式	1,730	964	765	2,706	1,768	938	
	債	券	79,910	77,278	2,631	48,983	47,107	1,875	
	国	債	51,448	49,104	2,343	31,222	29,493	1,729	
47: 44: 11. III -t:	地 方	債	1,332	1,299	32	721	700	20	
貸借対照表 計上額が	短期	社 債	-	_	-	-	-	-	
取得原価を	社	債	27,129	26,874	255	17,039	16,912	126	
/E /C /S 0 4/	そ の	他	31,426	30,066	1,359	25,511	23,986	1,525	
	外国	証 券	18,637	18,393	244	11,402	11,304	97	
	その他の	の証券	12,788	11,673	1,115	14,108	12,681	1,427	
	小	計	113,066	108,309	4,757	77,200	72,861	4,338	
	株	式	48	48	$\triangle 0$	372	393	△ 21	
	債	券	59,798	60,463	△ 665	85,829	87,636	△ 1,807	
	国	債	39,394	39,850	\triangle 456	50,271	51,654	△ 1,383	
代州址四末	地 方	債	2,775	2,845	△ 69	2,205	2,304	△ 99	
貸借対照表 計上額が	短期	社 債	-	-	-	-	-	_	
取得原価を超えないもの	社	債	17,628	17,767	△ 138	33,352	33,677	△ 325	
/E /C & \ 0 \ \ 0	そ の	他	21,937	22,442	△ 504	21,555	22,245	△ 690	
	外国	証 券	12,118	12,273	△ 154	19,038	19,544	△ 506	
	その他の	の証券	9,819	10,169	△ 350	2,516	2,700	△ 183	
	小	計	81,784	82,955	△ 1,170	107,756	110,276	△ 2,519	
合		計	194,850	191,264	3,586	184,957	183,137	1,819	

2. 金銭の信託の時価情報

- (1)運用目的の金銭の信託 該当する取引はありません。
- (2)満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計 上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
令和2年度					
その他の金銭の信 託	4,737	5,000	△ 262	-	△ 262
令和3年度					
その他の金銭の 信 託	3,228	3,500	△ 271	-	△ 271

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)
該当する取引はありません。

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位:件、百万円)

			令和	2年度	令和3年度			
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向		
送金・振込	件 数		102,894	48,792	78,392	49,383		
达 並 · 旅 込	金	額	412,448	368,818	376,021	361,015		
4 0 町 立	件	数	25	-	22	-		
1、 並 収 立	全 取立 金額 414		-	412	-			
1.14.	件	数	6,178	7,351	5,686	5,850		
雑 為 替 	金	額	1,096	2,191	1,176	2,202		

[受託貸付金残高]

受託先	令和2年度	令和3年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	8,380	8,174
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	140	125
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,339	2,830
独立行政法人 福祉医療機構	11	9
合 計	11,872	11,139

自己資本比率の状況(単体)

[自己資本の状況]

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、12.90%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しています。

普通出資金

項目	内 容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 に 算 入 し た 額	234億円(前年度234億円)

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本(規制 資本)および統合的リスク管理に対応する自己資本(リスク資本)を管理することにより自己資本の充実 度の評価を行っています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

[自己資本の構成]

(単位:百万円、%)

		(単位:百万円、%)
項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	40,478	41,117
うち、出資金および資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	_	-
うち、利益剰余金の額	17,367	18,105
うち、外部流出予定額(△)	351	451
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,377	2,366
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,377	2,366
うち、適格引当金コア資本算入額		_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達 手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相 当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,856	43,484
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	2	3
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以 外の額	2	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	=	-
適格引当金不足額	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入さ れる額	_	_
前払年金費用の額	_	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連す るものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連 するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連す るものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連 するものの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	3
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	42,854	43480
<u> </u>		

項目	令和2年度	令和3年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	312,892	333,353
うち、経過措置によりリスク·アセットの額に算入される額の合計 額	-	_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル·リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得 た額	3,533	3,445
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	316,425	336,799
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.54%	12.90%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
 - 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

区分		令和2年度		令和3年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本 b=a×4%	
現金	501	-	-	294	-	-	
我が国の中央政府および 中央銀行向け	89,059	-	-	81,223	-	-	
外国の中央政府および 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	96,378	-	-	90,921	-	-	
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	204	40	1	203	40		
国際開発銀行向け	-	-	_	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50		
我が国の政府関係機関向け	597	59	2	568	56		
地方三公社向け	396	0	-	397	0	-	
金融機関および第一種金融商品 取引業者向け	548,500	106,325	4,253	560,845	108,670	4,34	
法人等向け	86,407	59,769	2,390	82,579	60,017	2,40	
中小企業等向けおよび個人向け	368	241	9	372	250	1	
抵当権付住宅ローン	-	_	-	-	-	-	
不動産取得等事業向け	3,143	3,050	122	4,013	3,255	13	
三月以上延滞等	145	41	1	137	10		
取立未済手形	7	1	0	63	12		
信用保証協会等による保証付	3,563	336	13	3,310	312	1	
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	
出資等	1,936	1,936	77	3,086	3,086	12	
(うち出資等のエクスポージャー)	1,936	1,936	77	3,086	3,086	12	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	
上記以外	54,481	130,864	5,234	61,842	148,415	5,93	
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等およびその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー)	9,931	24,829	993	16,361	40,903	1,63	
(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)	39,998	99,995	3,999	39,998	99,995	3,99	
(うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクス ポージャー)	265	663	26	244	611	2	
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい る他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段に関す るエクスポージャー)	-	-	-	_	_		
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段のう ち、その他外部TLAC関連調達手 段に係る5%基準額を上回る部分 に係るエクスポージャー)	2,197	3,296	131	3,363	5,045	20	
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,088	2,079	83	1,874	1,860	7	
証券化	-	-	-	-	-		
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	_	_		
(うち非STC要件適用分)	_	-	_	-	-		

区分		令和2年度			令和3年度	
再証券化	-	_	-	-	-	-
リスク·ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	26,993	10,173	406	19,020	9,173	366
(うちルックスルー方式)	26,993	10,173	406	19,020	9,173	366
(うちマンデート方式)	-	_	_	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	-	_	-	_	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)		_	-		-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー 別計	913,185	312,892	12,515	909,379	333,353	13,334
CVAリスク相当額÷8%		-	_		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	_	-	_	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	913,185	312,892	12,515	909,379	333,353	13,334
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	8%で除し	・リスク相当額を て得た額 1	所要自己資本額 b=a×4%	8%で除し	・リスク相当額を て得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
<基礎的手法>	1	3,533	141		3,445	137
所要自己資本額	リスク・アセット等 2		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等	所要自己資本額 b=a×4%	
		316,425	12,657		336,799	13,471

- 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する

 - 性質を有する取引のことです。
 - 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが 該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリ バティブの免責額が含まれます。
 - 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

[信用リスクに関する事項]

●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程 およびリスクマネジメント方針等の規程類を整備しています。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っています。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っています。 また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量や リスク内容等を報告・協議しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上 しています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非 依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル·レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・ リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1)信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージ ャーの期末残高 (単位:百万円)

		令 和 2 年 度				令 和 3 年 度					
		信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスク に関するエ クスポージ ャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー
国	内	855,448	176,461	137,921	-	145	859,435	172,195	134,926	-	137
国	外	30,744	-	30,744	-	-	30,923	-	30,923	-	-
地	域別残高計	886,192	176,461	168,665	-	145	890,358	172,195	165,850	-	137
	農業	3,590	3,590	-	-	22	3,347	3,347	-	-	22
	林業	263	263	_	_	-	60	60	-	_	-
	水産業	300	300	_	-	-	-	_	-	-	-
	製造業	14,619	5,864	7,907	-	-	15,413	5,646	8,560	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法	建設·不動産業	11,320	5,258	5,907	-	60	11,288	4,154	6,756	-	54
	電気・ガス・熱供 給・水道業	7,661	349	7,312	-	_	10,861	327	10,533	-	-
	運輸·通信業	5,094	352	4,575	-	-	4,752	243	4,167	-	-
	金融·保険業	600,551	22,819	41,163	_	-	618,722	25,900	45,474	_	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	47,011	38,096	8,590	-	-	43,806	37,258	6,127	_	-
	日本国政府·地方 公共団体	185,438	92,229	93,208	-	-	172,144	87,912	84,231	-	-
	上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-
個	人	1,837	1,837	-	-	62	1,844	1,844	-	-	61
そ	の他	7,662	5,500	-	-	-	7,277	5,500	-	-	-
業	種別残高計	886,192	176,461	168,665	-	145	890,358	172,195	165,850	-	137
14	F以下	556,346	28,559	23,659	-		566,828	36,737	15,535	-	
1至	平超3年以下	90,828	69,176	21,652	-		70,642	59,309	11,333	-	
3全	F超5年以下	61,486	45,426	16,059	-		50,553	39,400	11,152	-	
5年	F超7年以下	12,885	1,665	11,219	-		13,921	1,532	12,388	-	
7至	F超10年以下	41,876	5,436	36,440			41,896	6,191	35,705	-	
10	年超	72,153	13,218	58,934	-		89,979	12,247	77,731	-	
期	限の定めのないもの	50,614	12,977	700	-		56,536	16,775	2,004	-	
残る	存期間別残高計	886,192	176,461	168,665	-		890,358	172,195	165,850	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでい
 - ます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契 約における融資可能残額のことです。

 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 5. 「その他」には、固定資産等が該当します。

(2)貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		令	和 2 年	度		令 和 3 年 度				
	期首残高期	期中増加額	期中減少額		期末残高	拥者建方	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	<i>州 小</i> /戈向	州日7天同	州下省加银	目的使用	その他	州 个 / 发 问
一般貸倒 引当金	461	517	_	461	517	517	506	-	517	506
個別貸倒 引当金	2,494	2,431	140	2,354	2,431	2,431	2,083	-	2,431	2,083

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

	令 和 2 年 度								≤	う 和(3 年 度	Ę	
			個別	可貸倒引当	当金				個別	月貸倒引	当金		
		_{如去味克} 期 中		期中海	域少額	加十代古	貸出金 償却	和光珠寺	期中	期中減少額		加上珠古	貸出金 償却
		期首残高	増加額	目的 使用	その他	期末残高		期首残高	増加額	目的 使用	その他	期末残高	154-4
玉	内	2,494	2,431	140	2,354	2,431		2,431	2,083	-	2,431	2,083	
国	外	-	-	-	-	-		_	-	-	-	-	
地	域別計	2,494	2,431	140	2,354	2,431		2,431	2,083	-	2,431	2,083	
-	農業	385	252	139	245	252	139	252	281	-	252	281	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	製造業	663	423	-	663	423	-	423	411	-	423	411	-
法	鉱業	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
14	建設・不動産業	71	1,062	-	71	1,062	-	1,062	785	-	1,062	785	-
人	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	22	21	-	22	21	-	21	20	-	21	20	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	454	617	-	454	617	-	617	510	-	617	510	-
	上記以外	840	-	-	840	-	-	-	-	-	-	-	-
個	人	56	54	0	56	54	0	54	74	-	54	74	_
業	種別計	2,494	2,431	140	2,354	2,431	140	2,431	2,083	_	2,431	2,083	-

⁽注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		:	令 和 2 年 度		:	令 和 3 年 度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	0%	-	203,682	203,682	-	192,779	192,779
Æ	2%	-	-	-	-	-	_
信用	4%	-	-	_	-	-	-
IJ	10%	-	4,486	4,486	-	4,221	4,221
スク	20%	6,956	532,858	539,815	4,451	542,067	546,518
削	35%	-	-	_	-	-	_
減効	50%	35,540	102	35,642	33,609	132	33,741
削減効果勘案後残高	75%	-	329	329	-	342	342
勘案	100%	10,502	39,336	49,838	13,800	38,987	52,787
~後	150%	-	2,201	2,201	-	3,363	3,363
残	250%	-	50,195	50,195	-	56,604	56,604
间	その他	-	-	_	-	-	_
	1250%	-	-	-	-	-	_
	合 計	52,999	833,192	886,192	51,860	838,497	890,358

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー
 - に該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイ ト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経 過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に 係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

「信用リスク削減手法に関する事項」

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクス ポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減す る方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手 のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融 資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地 方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀 行、および金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格 保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する 事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、② 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができ ること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺 後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会 貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令	和 2 年	度		和 3 年	度
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	-	-	-	_	_
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	_	-	-
地方三公社向け	_	396	-	_	397	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	5,400	-	-	8,200	-	-
法 人 等 向 け	_	1,023	-	-	1,023	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	18	-	_	9	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	_	-	-
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	_	-	-	_	-	-
三 月 以 上 延 滞 等	-	-	-	-	-	-
証 券 化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	_	-	-
上 記 以 外	-	-	-	_	-	-
	5,400	1,438	-	8,200	1,429	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 4. [上記以外] には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立士等主形・未決済取引・その他の資産(国定資産等)が今まれます。
 - 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

[派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項]

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で 実施しており、余裕金運用規程および余裕金運用方針等に基づき管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っていません。

(1)派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度 (単位:百万円)

	グロス面構築	グロス再構築 信用リスク削減 クロス再構築 効果散客前の フロス				信用リスク削減
	コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・ 自会貯金	債券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1)外国為替関連取引	-	_	-	-	-	_
(2)金利関連取引	-	_	_	_	_	_
(3)金関連取引	-	_	_	-	-	-
(4)株式関連取引	-	_	_	-	-	_
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	_	_	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	_	_	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	_	_	-	-	-
派生商品合計	-	_	_	-	-	-
長期決済期間取引	-	_	_	-	-	_
一括清算ネッティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		_				-
合 計	_	_	_	_	_	_

令和3年度 (単位: 百万円)

	グロス再構築	等 信用リスク削減 担保				信用リスク削減
	コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・ 自会貯金	債券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1)外国為替関連取引	-	-	_	-	-	-
(2)金利関連取引	-	_	_	_	_	-
(3)金関連取引	-	_	_	-	-	-
(4)株式関連取引	-	_	_	-	_	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	_	-	_	_
(6)その他コモディティ関連取引	-	_	_	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	_	-	-	-
派生商品合計	-	_	_	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	_	-	-	-
一括清算ネッティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	_	_	_	_	_

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 - フクレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3	3年度
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	-	-	_	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

	令和2年度	令和3年度
想定元本額	_	_

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

「オペレーショナル・リスクに関する事項」

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止又は誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。 当会では、リスクマネジメント規程およびリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを 管理しています。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査および内部監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めています。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を 採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

[出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項]

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針および余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

			令和2年度		令和3年度	
			貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上		場	1,778	1,778	3,079	3,079
非	上	場	32,913	32,913	32,913	32,913
	合 計		34,691	34,691	35,992	35,992

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
72	18	_	19	31	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和2	2年度	令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
765	0	938	21

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	-

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	26,993	19,020
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	_
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	_

[金利リスクに関する事項]

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

●金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量 (△EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
 - 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.76年となっております。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 回た並列貝山の別限削返済でた朔灯並の千朔胜利について考慮してい

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ▶ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
- 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッド は金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 △ EVE の前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の増加によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ▶ 金利ショックに関する説明
 - リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ▶ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる △ EVE および △ NII と大きく異なる点) 特段ありません。

• 金利リスクに関する事項

(単位:百万円) IRRBB1: 金利リスク 二 イ 口 *)*\ 項番 ⊿EVE ⊿ NII 上方パラレルシフト 16,257 15,937 1,757 1 1,457 2 \triangle 6.905 $\triangle 1$ 0 下方パラレルシフト $\triangle 4873$ 3 スティープ化 12.186 12.262 \triangle 4.966 フラット化 $\triangle 2.258$ 4 5 短期金利上昇 2,571 2779 短期金利低下 6 △ 118 902 7 最大值 16,257 15,937 1.757 1,457 ホ 8 自己資本の額 43,480 42,854

(用語説明)

- ・ 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レート に、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- · 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レート に、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。